

令和 8 年 8 月 1 4 日
(2 0 2 6 年)

業 者 各 位

技 術 管 理 課 長

主任技術者及び監理技術者の専任に関する取扱いについて（補足）

このことについて、令和 7 年 1 月 3 1 日付け和技第 9 9 号により通知しているところですが、別紙「専任の監理技術者等の兼務手続きについて（専任特例 1 号・2 号）」に、他機関（県、国等）発注工事との兼務手続きフローを追加しましたので、通知します。

なお、本通知内容以外の取扱いについては、従前のとおりとします。

内容

別紙「専任の監理技術者等の兼務手続きについて（専任特例 1 号・2 号）」に、下記のパターンを追加

パターン① 兼務する工事の両方が市発注工事の場合 ※従来どおり

パターン② 既契約工事が市発注工事、新規工事が他機関（県、国等）発注工事の場合 追加

パターン③ 既契約工事が他機関（県、国等）発注工事、新規工事が市発注工事の場合 追加

添付資料

- ・別紙「専任の監理技術者等の兼務手続きについて（専任特例 1 号・2 号）」

その他

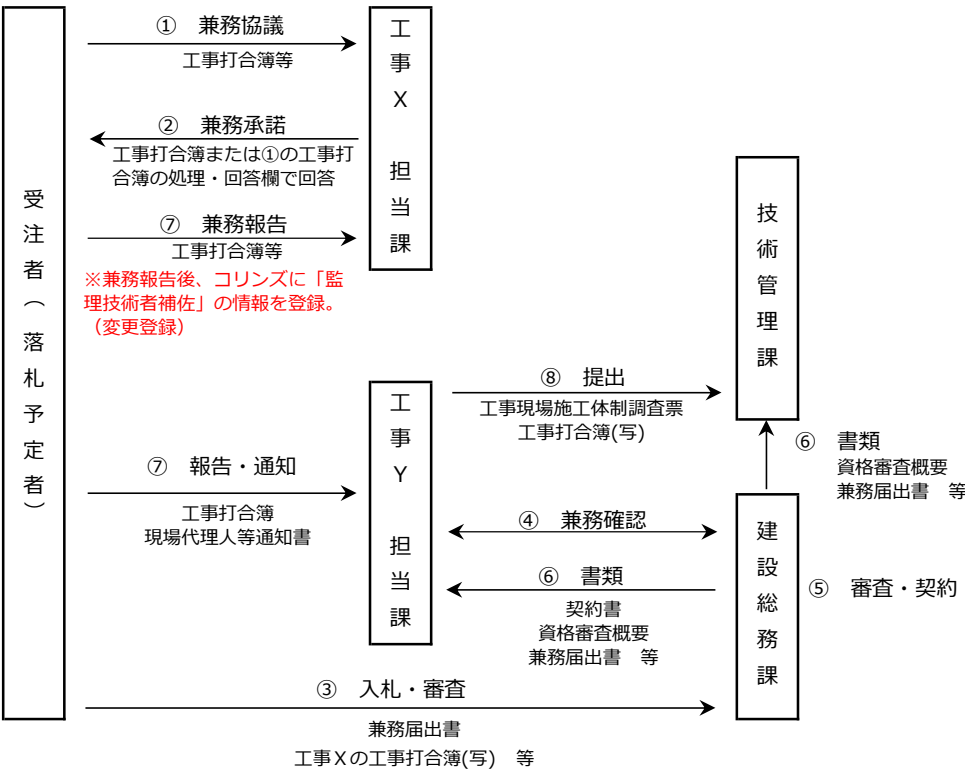
従前の取り扱いについては、和歌山市ホームページに掲載の次の文書をご確認ください。

- ・主任技術者及び監理技術者の専任に関する取扱いについて（令和 7 年 1 月 3 1 日付和技第 9 9 号）

専任の監理技術者等の兼務手続きについて（専任特例 1 号・ 2 号）

パターン① 工事 X：既契約工事（市）、工事 Y：新規工事（市）の場合

○手続きフロー（兼務する工事の一方が専任を要する場合も手続きが必要）※赤字部分は、「専任特例 2 号」の場合に必要な処理

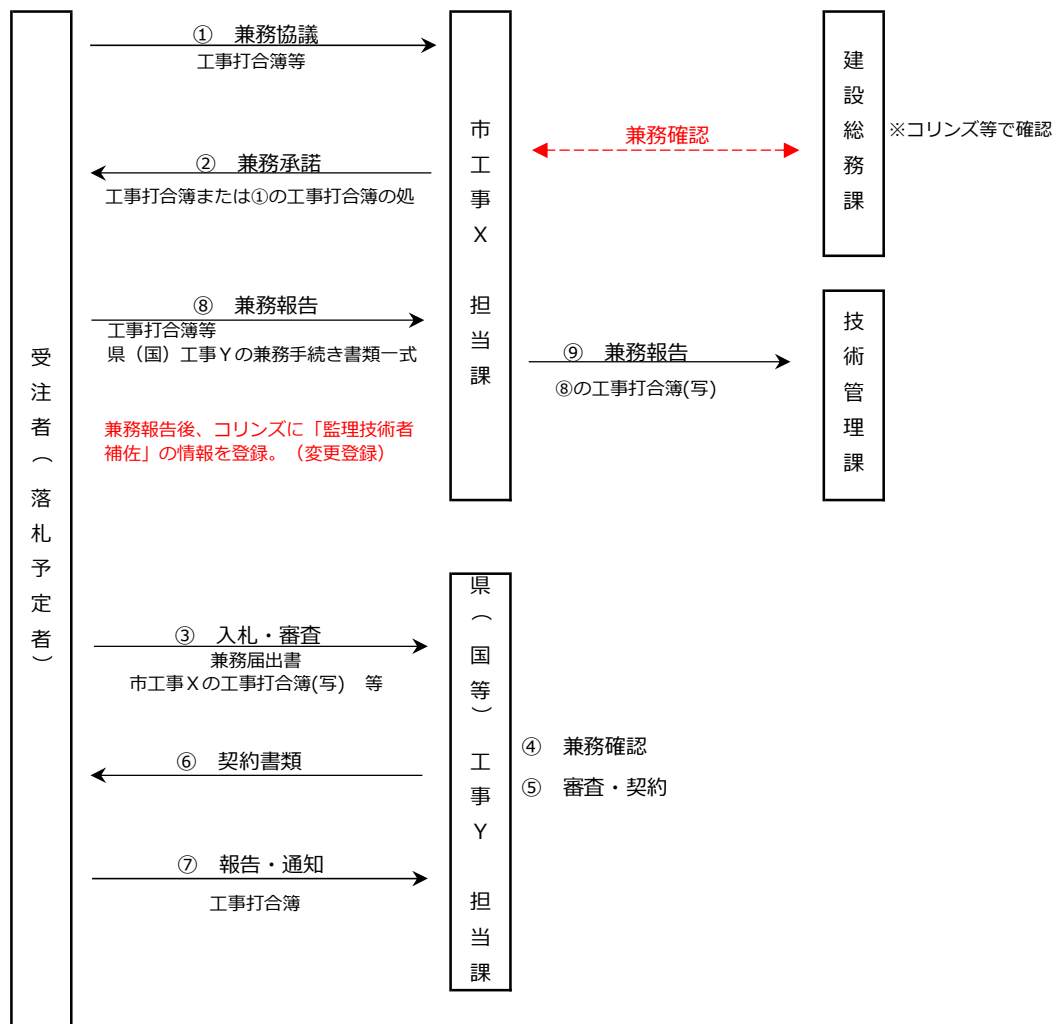


※兼務届出書は、兼務を認める条件により様式が異なる

専任の監理技術者等の兼務手続きについて（専任特例1号・2号）

パターン② 工事X：既契約工事（市）、工事Y：新規工事（県、国等）の場合

○手続きフロー（兼務する工事の一方が専任を要する場合も手続きが必要）※赤字部分は、「専任特例2号」の場合に必要な処理

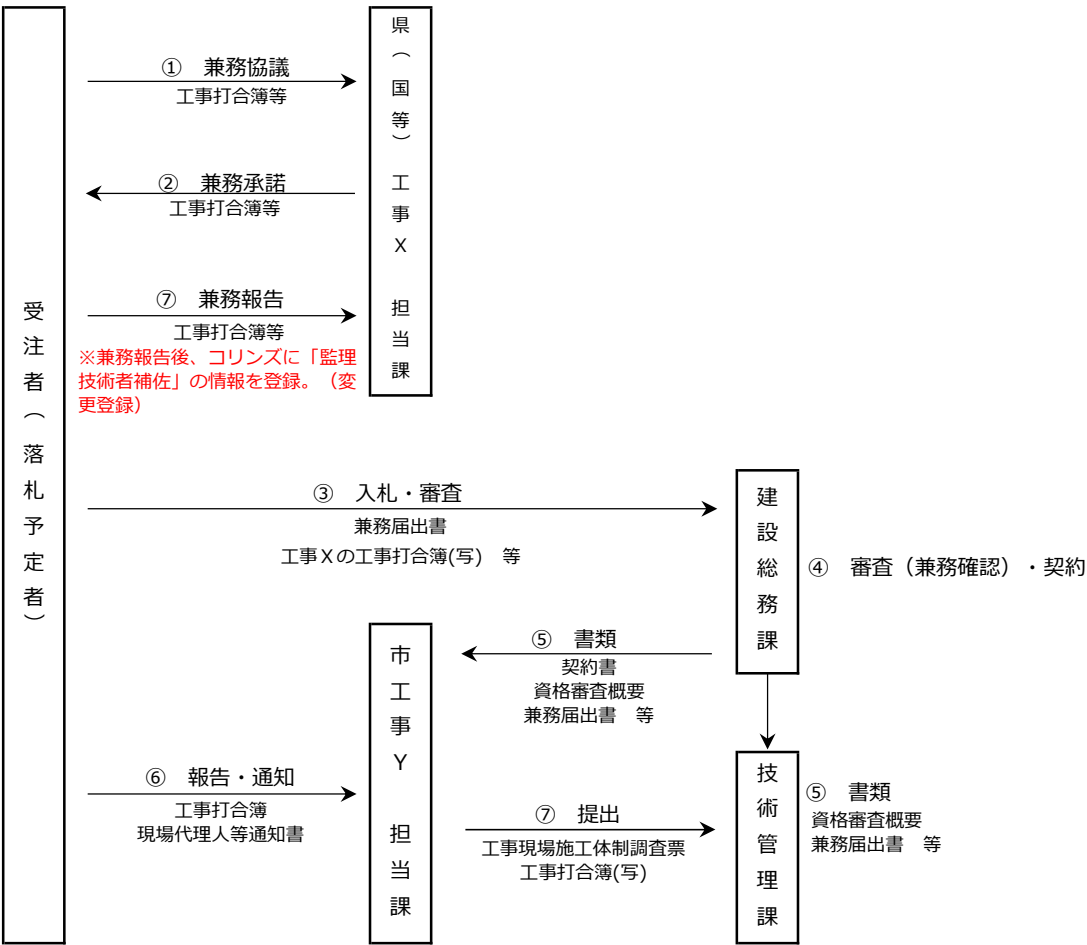


※兼務届出書は、兼務を認める条件により様式が異なる

専任の監理技術者等の兼務手続きについて（専任特例 1 号・ 2 号）

パターン③ 工事 X：既契約工事（県、国等）、工事 Y：新規工事（市）の場合

○手続きフロー（兼務する工事の一方が専任を要する場合も手続きが必要）※赤字部分は、「専任特例 2 号」の場合に必要な処理



※兼務届出書は、兼務を認める条件により様式が異なる